



よりそうために知ることから

「愛媛県犯罪被害者等支援条例」 制定記念シンポジウム

愛媛県では、犯罪被害に遭われた方の被害の回復や軽減、生活再建はもとより、みんなで支え合いながら誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、

「愛媛県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

条例には、基本理念や二次被害防止などを定めています。

“よりそうために知る”が大切です。

被害に遭われた方やそのご家族、そして、県民の皆さまがシンポジウムを通じて、それぞれの立場で理解を深めませんか。

令和5年 **8月31日** (木) 14:00-16:20



松山市山越町450番地
駐車場には限りがあります。
出来る限り公共交通機関をご利用ください。

愛媛県男女共同参画センター 多目的ホール

条例の概要紹介(愛媛県)

講演① 永谷博司さん 『高校2年生(16歳)で短い命を落とした娘との思い出と悔しさ』

NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク「緒あしす」理事

1999年(平成11年)8月の夏休み、高校2年生だった長女を、同じ高校生だった当時17歳の少年に、

自分勝手な思い込みにより数々のストーカー行為を受けた末に命を奪われる(西尾市女子高生ストーカー殺人事件)。

講演② 木本克己さん 『犯罪被害者等支援について考える』

横浜市社会福祉職・犯罪被害者相談室相談員

児童福祉施設の児童指導員、区役所福祉保健センター及び健康福祉局こころの健康相談センターの医療ソーシャルワーカーを経て

2012年4月より現職。2019年4月の「横浜市犯罪被害者等支援条例」の制定、施行にも携わる。

愛媛県警察音楽隊によるミニコンサート



県民と警察を結ぶ「音の架け橋」
J-POPや演歌などを演奏予定!

参加方法

フォームで
受付

南海放送HP
申込フォーム



参加無料

抽選250名

◆募集期間

令和5年

8月17日(木)まで